

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等について

土砂災害警戒区域等は、土砂災害(急傾斜地崩壊・土石流・地すべり)のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進しようとするものです。静岡県では土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」の指定、公表を行っています。現在、町内に土砂災害特別警戒区域の指定、公表はありませんが、今後、静岡県の調査により追加していく予定です。

土砂災害警戒区域

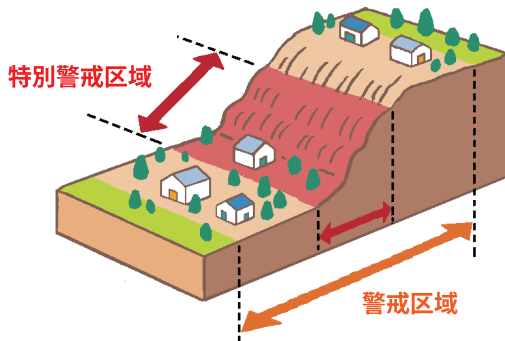
急傾斜地崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険区域の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制や、建築物の構造規制等が行われます。

急傾斜地崩壊の場合

勾配が30°以上、高さ5m以上の急傾斜地に面する人家などが、がけ崩れの被害を被る危険があるところを急傾斜地崩壊危険箇所といいます。この箇所のうち、法律で指定されたものを急傾斜地崩壊危険区域といいます。がけ崩れによる被害を防ぐために、壁を造って土砂を受け止める、よう壁工などのがけ崩れ対策工事が行われています。

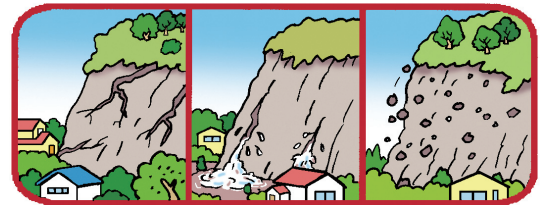


こんなときは注意しよう

- がけに割れ目が見える ●がけから水が湧き出ている ●がけから小石がぱらぱらと落ちてくる ●がけから木の根が切れる等の音がする

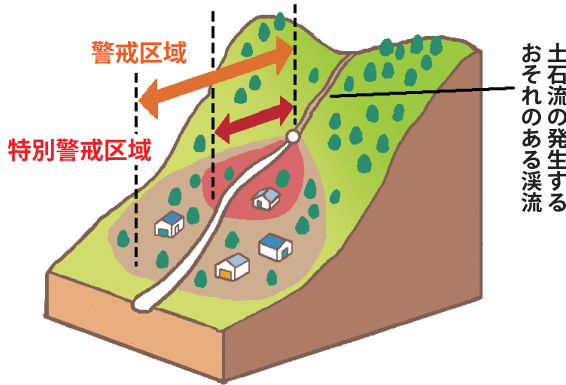
こんな所が危険です！

- がけにひび割れが発生しているところ ●がけの上部がせり出しているところ ●急ながけで高いところ ●がけから水がわき出したり、がけの表面を水が流れているところ



土石流の場合

溪床勾配が1/30(2°)以上で、土石流が発生した場合、人家などが被害を被る危険がある渓流を土石流危険渓流といいます。土石流による被害を防ぐために、砂防えん堤が作られています。



こんなときは注意しよう

- 山鳴りがする ●急に川の流が濁り流木が混ざっている ●雨が降り続けているのに川の水位が下がる ●腐った土の臭いがする

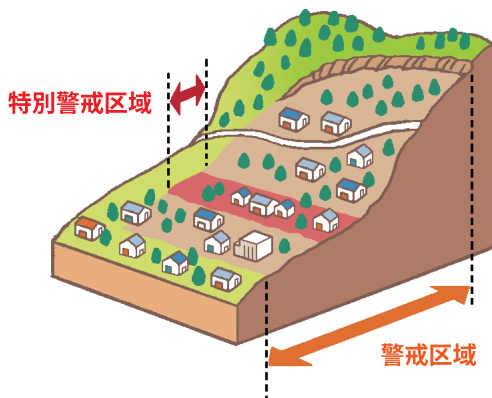
こんな所が危険です！

- 谷川に大きな石がごろごろあるところ ●裏山に急な谷川があるところ ●過去に谷を流れた土石流が谷の出口のところに堆積してできた扇状地のところ



地すべりの場合

空中写真の判読や被害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがあると判読された箇所を地すべり危険箇所といいます。この箇所のうち、法律で指定されたものを地すべり防止区域といいます。地すべりによる被害を防ぐために、地下から水を抜いたり、地面が動かないように杭を打つなどの地すべり対策工事が行われています。



こんなときは注意しよう

- 沢や井戸の水が濁る ●地面にひび割れができる ●斜面から水がふき出す ●家や擁壁に亀裂が入る ●家や擁壁、樹木や電柱が傾く

